

採用
予定日

令和5年10月1日～
令和6年3月31日

第1期市職員採用試験を実施

※令和6年4月1日以降採用の職員採用試験は、広報やわた7月号にてお知らせします。

■試験職種、採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
事務職A (社会人経験者)	若干名	(1)昭和49年4月2日から平成8年4月1日に生まれた人 (2)令和5年6月1日現在で民間企業等における正社員として、同一企業等において3年以上継続して勤務かつ合計5年以上の勤務経験がある人 ※事務職Aの注意事項 ▶商法上の会社、民法上の法人等において、正規の会社員や団体職員、公務員として就業した期間とし、自営業、契約社員、派遣社員、アルバイト、パートタイム等は含めません。 また、職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一企業等において3年以上継続して勤務経験があることを要件とします。
事務職B (手話通訳士)	若干名	(1)昭和42年4月2日以降に生まれた人 (2)手話通訳士または都道府県および政令指定都市認定手話通訳者の資格を有する人、または令和5年9月30日までに取得見込みの人
技師(土木)	若干名	(1)昭和52年4月2日以降に生まれた人 (2)2級土木施工管理技士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の土木専門課程を卒業した人または令和5年9月30日までに卒業見込みの人
技師(建築)	若干名	(1)昭和52年4月2日以降に生まれた人 (2)2級建築士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の建築専門課程を卒業した人または令和5年9月30日までに卒業見込みの人
幼稚園教諭 保育士	若干名	(1)昭和52年4月2日以降に生まれた人 (2)幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人または令和5年9月30日までに取得見込みの人 ※幼稚園教諭・保育士の共通の注意事項 ▶採用職種(幼稚園教諭または保育士等)、配属施設(幼稚園、保育園またはこども園)は採用時に決定します。 ▶幼稚園教諭免許の更新対象となった人、更新された人は更新講習修了確認証も併せて提出してください(令和5年9月30日までに取得見込み可)。 ▶保育士資格には「保育士証」が必要です(令和5年9月30日までに取得見込み可)。
保健師	若干名	(1)昭和52年4月2日以降に生まれた人 (2)保健師免許を有する人

- (注1)上記の受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の各号に該当する人は受験できません。
- (注2)上記の免許・資格を指定の期日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合、その他、受験資格を満たしていない場合は試験に合格されても採用することはできません。
- (注3)日本国籍を有しない方は、公権力行使等の職(管理職を含む)に就くことはできません。

市民本位で考え、行動し、思いやりのある人間性豊かで有能な人を求めます。市民のために力を尽くしてみませんか。

■採用予定日

令和5年10月1日～令和6年3月31日

■試験日程など

第1次試験	
試験日	7月9日(日) 午前9時10分～正午(予定)
会場	八幡市役所または文化センター
試験内容	教養試験 事務職A・B
	専門試験 技師(土木・建築)、幼稚園教諭・保育士、保健師
適性検査	事務職A・B、技師(土木・建築)、保健師
合格発表	7月下旬(予定)

(注)第1次試験日は、試験開始時間の10分前までに会場にお越しください。

第2次試験	
試験日	8月20日(日) ※詳細は第1次試験合格者に郵送で通知します。
会場	八幡市役所または文化センター
試験内容	面接 全職種
	実技試験 事務職B、幼稚園教諭・保育士
合格発表	9月上旬(予定)

■募集要項、受験申込書の配布場所

市役所人事課、生涯学習センター、各公民館・コミュニティセンター、生活情報センター、八幡人権・交流センター、有都交流センターで配布しています。
※市ホームページからも入手可。

■申込方法(郵送のみ)

6月1日(木)～12日(月)に提出書類を封筒に入れ、郵送(〒614-8501市役所人事課〈住所不要〉)。
※当日消印有効。
※封筒の表には「採用試験申込書類在中」と朱書きのうえ、必ず簡易書留で送付してください。
※その他、採用試験に関する詳細は募集要項や市ホームページをご覧ください。



☎人事課 (☎983-1792)

会計年度任用職員募集

募集職種などは表のとおりです。

勤務時間や報酬などは職種ごとに異なります。また、業務内容や採用条件などの詳細は、担当課へお問い合わせください。

※詳細は、市ホームページをご覧ください(右記のQRコードからアクセス可)。



職種名	受験資格および業務内容	問い合わせ先
精神保健福祉担当職員	精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士または保健師のいずれかの資格を有し、精神障がいおよびその家族の相談支援(ケースワーク)、精神保健福祉関係業務に従事できる人	障がい福祉課 ☎983-2129
家庭児童相談室相談員	精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、保育士などのいずれかの資格を有し、児童虐待の相談・対応、および子育てに関する悩みを持つ家庭やヤングケアラーを支援するための相談業務等に従事できる人	家庭支援課 ☎983-3148
保健師・助産師・看護師	左記いずれかの資格を有し、新生児訪問や乳幼児健診などの業務に従事できる人	家庭支援課 ☎983-1115
保健師	保健師の資格を有し、成人や高齢者への健康教育や家庭訪問などによる保健指導業務に従事できる人	国保医療課 ☎983-2962

職種名	受験資格および業務内容	問い合わせ先
ケースワーカー	社会福祉士、精神保健福祉士、または社会福祉主事のいずれかの資格を有し、生活保護の決定・実施のための事務(訪問調査含む)に従事できる人	生活支援課 ☎983-1457
公営住宅使用料等徴収員	普通自動車運転免許を有し、金融機関での渉外担当経験が5年以上あり、公営住宅使用料等の訪問徴収や収納事務などの業務に従事できる人	住宅管理課 ☎983-5767
放課後児童クラブ支援員・補助員	保育士、教員免許、社会福祉士のいずれかの資格、または高卒以上で2年以上児童福祉事業の従事経験等があり、放課後児童クラブで児童の育成支援業務などに従事できる人 ※補助員は資格がなくても応募可。	こども未来課 ☎983-5824
幼稚園教諭 保育士	幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有し、公立保育園・幼稚園、認定こども園、または子育て支援センターにおける保育業務に従事できる人	子育て支援課 ☎983-1107
早延長保育士(6時間勤務)	幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有し、市内の公立保育園の保育業務に従事できる人	
臨床心理士	臨床発達心理士の資格を有し、親子に対する直接的な子育て支援や相談、発達相談の業務に従事できる人	